

御船町における 避難者支援・避難所運営の取組について

平成28年8月30日

御船町健康づくり支援課

1. 避難者支援 (医療、保健関係者、その他団体等との連携)

○ 町保健センター

- ・ 避難所とせずに仮設診療所や保健医療チームの活動拠点として確保できた。
各種支援チーム(団体)と町災対本部、町保健師が連携を図りながら保健医療活動の展開ができた。市町村保健センターは避難所とすべきではない。

○ 保健医療支援チーム

- ・ 活動方針が明確で、活動終了後の町内医療機関への引継ぎがスムーズだった。
- ・ 町ができるだけ早く通常業務を再開することが住民の安心につながる。

住民への保健サービスの早期提供に対する支援を支援保健師チームから受けることができた。

医療に関わる多くの団体から支援の申し出が町に押し寄せ、町保健師がその対応に追われて避難者支援に支障が出た。また、マスコミにのぼらない市町村には支援がないなど、医療の支援に格差があった。

医療チームの支援を県で一旦受け止め、割り振る仕組みが必要ではないか。

1. 避難者支援 (医療、保健関係者、その他団体等との連携)

○ 支援団体のコーディネート

- ・ 支援保健師チームのコーディネーター一県を中心に、支援保健師チームと町保健師と一緒に方向性を考えながら活動を展開ができた。

多数の支援団体のコーディネーター機能の枠組みを作ることが有用ではないか。

○ その他の団体

- ・ 短期間で行われる活動が多く、自己完結で最後まで責任を持ったフォロー体制ではない団体が地域で動いていた。

専門的活動を行う団体(ボランティア)の、その役割や活動終了後のフォロー体制が不明確なままでの関わりは、結果的に町の負担の増加につながった。

○ その他

- ・ 災害対応の経験のない中で、もう少し県、保健所の支援が欲しかった。

2. 避難所運営

- 御船町ではなかったが、他市町村では避難所に24時間体制で役場保健師を常駐させたため、住民支援に支障が出たと聞いている。
- 保健師は市町村では数少ない専門職なので、住民支援の保健活動が再開できるような体制を考えるべきではないか。避難所運営は、保健師が担うものでなく、市町村全体で対応すべきもの。
- 過度の支援は住民の自立の妨げとなるので、住民の自立を前提とした支援が重要(食事、物品の提供等の支援、住民の自主運営など)となる。特にマスクなどの理解が必要。

3. 今後に向けた町の体制整備

- 事前の情報整理
 - 医療機関情報の一覧等の作成と定期的な更新
 - 要支援者(透析患者、インスリン使用者、ストーマ使用者等)の台帳作成と定期的な更新
 - 避難所開設時の保健医療に関する具体的なマニュアルの作成
- 災害発生時の町職員の役割と、保健医療支援チームの活動が共有できるような活動マニュアルの再確認、町防災マニュアルの見直し
- 発災後早期から、住民の自立を重視した支援体制を支援者全体で共有

御船町保健センター 派遣保健師チーム 活動経過 4月～7月29日

2016/7/29更新

	目的	主な活動				仮設住宅
		避難所		自宅滞在者		
		感染症対策	要支援者対策	全戸訪問	全区長訪問	
フェーズ2 4月	早期の自宅滞在者の安否確認と要支援者支援			全戸訪問 全戸訪問 6.8%実施 H28.4.28時点 陣、小坂、秋只、下高野、玉虫、古閑迫、宗心原、河内、足水、小路、落合、浄光寺		
フェーズ3 5月1日	早期の自宅滞在者要支援者の把握と安否確認 集団感染症予防対策	ノロ集団感染予防対策 ①御船保健所がノロ対策のチラシを作成 ②50人以上の避難所を対象 ③ノロ対策を周知徹底 ・手洗い励行 ・玄関外の手指消毒薬の配置 ・定期放送、 ・施設の定期消毒 ・ノロキット配置	避難所支援: 要支援者の早期発見、避難所内の見守り体制の整備。仮設住宅途への移転など新たなコミュニティへの支援。心のケア対策。	全戸訪問 全国派遣保健師による全戸訪問を開始したが、避難により、不在者が多いこと、マンパワーの限界もあり、早期に町内全域の安否確認が困難と判断されたため、早期に全町くまなく、介入できる背景に変更した。	全区長訪問 4月29日～5月5日 全行政区(85)の区長・民生委員訪問による要支援者健康相談・調査 ・調査のまとめ ・地域の状況を分析し、各チームの担当地域を決定	地区担当制 要支援者フォロー: これまで把握した要支援者に加え新たな把握により、適切な訪問活動を展開する。 ・医療等適切な支援機関との調整、と必要時継続訪問、名簿管理、データ整理、取組のまとめ ・高齢者世帯・乳幼児の家庭等、把握可能な要支援者の訪問活動 ・医療機関との連携による治療中断者の訪問活動など
5月4日～6日		避難所実態調査 5月4日～5月6日 18避難所、1自主避難施設を対象 ①避難所責任者と関係構築しヒアリング ②衛生物品、チラシを配布 ・手洗い励行 ・玄関外の手指消毒薬の配置 ・定期放送 ・ノロキット配置 ・トイレ清掃 ・熱中症対策			区長との連携体制構築: 継続的な地域の見守り体制づくりの一環として、定期的に連絡を取り、要支援者の情報共有を図る。区長民生委員と協力して、漏れのない把握に努める。	避難所支援: 要支援者の早期発見、避難所内の見守り体制の整備。仮設住宅途への移転など新たなコミュニティへの支援。心のケア対策。

目的	主な活動					仮設住宅
	避難所		全戸訪問	自宅滞在者		
	感染症対策	要支援者対策		全区長訪問	地域担当(避難所・在宅被災者)	
5月 14日 ~	避難所巡回支援 5月6日 ~ 18避難所、1自主避難施設を対象 ①責任者との関係構築を踏まえ継続支援 ②指導でなく課題と一緒に検	↓	↓	全区長へのフィードバック 5月6日 ~ 再度、ヒアリング結果をフィードバックしながら、現状把握。その中で、訪問が必要な所を把握し、集中対応する。 ポイント:高齢者世帯、高齢独居	地区担当制 5月6日 ~ 要支援者フォロー:37名 継続的な訪問活動を展開	
	健康支援訪問活動 5月14日~6月頃					
	5月14日 ~6月頃 震災1か月を経過し、自宅に戻られた方も多く、住民の思いを傾聴しながら、健康支援を行う。主には、避難所、被害の大きい地区を直接訪問し、必要な保健福祉サービスにつなげていく。 重点地区 御船地区:中原団地・牛ヶ瀬1区・牛ヶ瀬2区・今城 滝尾地区:玉虫団地・下鶴 木倉地区:宗心原 高木地区:上高野・下高野・高山・甘木 小坂地区:小坂・陣・増見鶴・万ヶ瀬・秋只 上野地区:古閑迫 田代東部地区:南田代3・南田代4・間所	↓	↓	↓	↓	↓
5月17日時点 11避難所、1自主避難施設を対象 ①責任者との関係構築を踏まえ継続支援 ②避難所における感染予防チェックリストを実施 感染者の有無・集団発生の有無の確認 食中毒の予防(物資の保管・賞味期限切れ等) ③熱中症予防への支援 ④テント村の管理について(管理者団体との検討)	↓	↓	↓	↓	↓	5月20日時点 要支援者フォロー: 27名 継続的な訪問活動を展開

目的	主な活動				仮設住宅	
	避難所		全戸訪問	自宅滞在者		
	感染症対策	要支援者対策		全区長訪問		地域担当(避難所・在宅被災者)
	<p>5月24日時点</p> <p>要支援者フォロー: 33名 継続的な訪問活動を展開</p> <p>5月27日</p> <p>10避難所、を対象 実施内容は上記と同じ</p> <p>避難所集約に向け調整開始(17か所 542名を6月5日を目途にスポーツセン ターへ)</p> <p>避難所のゾーニングに保健師活動の情 報を提供</p> <p>テント村について、①衛生管理の課題、 ②仮設住宅建築予定地である。5月25日 より町と代表者で話し合い開始。テント村</p>	<p>5月27日</p> <p>被災が大きい地域の第1 弾の健康支援家庭訪問 が終盤を迎え、第2弾に 拡大をする。</p> <p>御船地区(上荒瀬 下荒 瀬、上仰町、下仰町、旭 町、桜町)</p> <p>上野地区(八勢、餅畑、 古閑原、茶屋本、日向 南田代1 南田代3、 田代東部地区(水源、上 田代、浅の藪) 田代西部地区(牧の原、</p> <p>第2弾の家庭訪問は、 概ね6月10日頃に終了 させ、6月中旬に、県外 支援チームによる継続 支援か、町保健師の継 続支援等にするかを検</p>	<p>5月27日</p> <p>健康支援家庭訪 問の様子は、地区 ごとに区長に報告</p>			
	避難者名簿を5月31日までに入力・更新					
	<p>御船小学校、御船 中学校からスポー ツセンターへの移 動が完了。 手洗い励行の強 化。 避難所環境につい て、1日中、カーテ ンを閉めて生活し ている人多数。定</p>	<p>6月7日時点</p> <p>要支援者フォロー: 39名 継続的な訪問活動を展開</p> <p>6月8日避難所内に健康 相談室を設置。 避難所担当の県外派遣 保健師が相談室の運営 と、要フォロー者の巡回。</p>	<p>6月7日時点</p> <p>第2段階 訪問対象件数: 3,958件 訪問済件数: 3,639件 未訪問件数: 319件</p> <p>6月7日時点 ★要フォロー者数: 129件</p>	<p>避難所集約により、避 難所担当を再調整する 必要がある。 避難所の要支援者の フォローについて検討し</p> <p>第2弾の家庭訪問の地 区分担の再調整を行い、 概ね6月17日頃に終了さ せる。町保健師の継続 支援等にするかを検討</p>		

目的	主な活動				仮設住宅	
	避難所		自宅滞在者			
	感染症対策	要支援者対策	全戸訪問	全区长訪問 地域担当(避難所・在宅被災者)		
	<p>6月24日時点</p> <p>避難所はカルチャーセンター、スポーツセンターの2か所。カルチャーセンターにおられる方は徐々に減少しきており、スポーツセンターに集約する方向。3日に1回程度各施設のチェックを実施している。担当者に状況確認している。6/23カルチャーセンターでの食品の管理、</p>		<p>6月24日時点</p> <p>小坂地区 未訪問件数:0件 高木地区 未訪問件数:約13件 ★要フォロー者数:11件</p>		<p>6月24日時点</p> <p>福祉避難所:観光センターは6月一杯で閉鎖。感染症対策調査は6月26日で終了予定。(6月19日時点入居者15名)</p>	<p>6月24日時点</p> <p>仮設住宅入居 6月27日～健康調査開</p>
	<p>6月30日時点</p> <p>スポーツセンターの健康相談は本日午前をもって終了。今後の要支援者に関する把握はAM9:00に長崎県チームがYMCAから聴取し町PHNへ伝える。日中については町保健セ</p>		<p>6月30日時点</p> <p>高木地区 未訪問件数:0件 ★要フォロー者数:2件</p>		<p>6月30日時点</p> <p>福祉避難所:観光センターは6月28日で閉鎖。入居者は藤岡医院と養護老人ホームに移動。</p>	<p>6月30日時点</p> <p>仮設住宅入居 6月27日～入居開始。</p>
	<p>7月6日時点</p> <p>奈良県より引き継いだケース及び避難所での状況について毎朝9時にYMCAへ確認。(健診期間中のみ13時にも確認) 状況については保健センターへ報告。</p>		<p>7月6日時点</p> <p>要支援者フォロー:2件訪問 災害チームでの支援は終了 保健センターへ状況につい</p>		<p>7月6日時点</p> <p>仮設住宅入居者健康調査 高木:22戸中17戸訪問実施 不在5件、継続支援6件 木倉:15戸中12戸訪問 実地不在3件、継続訪問7件 旧七滝:24戸中12戸訪問</p>	

	目的	主な活動					仮設住宅
		避難所		自宅滞在者			
		感染症対策	要支援者対策	全戸訪問	全区長訪問	地域担当(避難所・在宅被災者)	
			<p>7月11日時点</p> <p>避難所(スポーツセンター)での状況について毎朝9時、昼13時にYMCAへ確認。状況を保健センターへ報告。健康相談等依頼に応じて対応。個別対応1件:こころの医療センター・主治医連絡調整</p> <p>避難所(カルチャーセンター)巡回(1回のみ)</p> <p>7/9カルチャーセンターの閉鎖について話し合いを実施。(17日に閉</p>				<p>7月11日時点</p> <p>仮設住宅入居者健康調査<旧七滝>未把握:6戸 要観察:3戸<高木>未把握:要観察:<木倉></p> <p>2時申込み済7/9審査会。大雨の影響で建設が遅れており鍵渡しはまだ先に</p>
		7月17日時点	<p>避難所(スポーツセンター)での状況について毎朝9時、昼13時頃にYMCAへ確認。状況を保健センターへ報告。健康相談等依頼に応じて対応。</p> <p>避難所(カルチャーセンター)巡回(適宜)</p> <p>7/17カルチャーセンターの閉鎖閉鎖予定</p>				<p>7月17日時点</p> <p>仮設住宅入居者健康調査<旧七滝>未把握:5戸 要観察:4戸<高木>未把握:4戸 要観察:1戸<木倉></p> <p>第2次仮設住宅(ふれあい広場、小坂、七滝、玉虫、田代東部)選定委員会終了。順次入居者説明会・</p>

救護班における保健活動の経過

H28年7月末時点

	時期	ライフライン	保健センター	医療機関との連携	避難所	在宅避難者	仮設住宅
フェーズ0 (災害発生後24時間)	4月 14日	21:26 23:30 23:50	電気○ 水道× ガス× 負傷者(外傷)の対応・救急搬送要請 負傷者の外傷処置				
	15日	0:00 16:00 21:00	電気○ 水道× ガス× 要援護者の避難所として開設 ①医療的ケア(在宅酸素、吸引)の継続が必要な方 避難者の布団等、町内福祉施設より支援物資提供あり 要援護者の避難所閉鎖(町内福祉施設に協力要請) 町保健師、社協保健師で被災者支援活動について検討	0:10 町内医師来庁 役場庁舎において負傷者の処置対応、救急搬送依頼 医療機関の開設状況の情報収集 有症者、内服処方等の問い合わせ等、医療機関情報の提供			
	16日	1:25	電気× 水道× ガス× 町内医療× 震度6弱 本震発生 負傷者(外傷)の処置・救急搬送要請 医療待機者への対応(医療機関の開設状況確認) けがや喘息、慢性疾患の内服薬等、相談の問い合わせ 電話対応 出産予定日の近い妊婦の状況把握と受け入れ 医療機関の調整	町内医療機関 停電のためすべて閉院 12:40 町内医師来所 保健センターにおいて負傷者の処置対応 町内医療機関、歯科医院より消毒薬、ガーゼ等衛生材料の提供あり 妊婦受け入れ医療機関の確認、依頼	負傷者(外傷)の処置対応 避難所42か所	要援護者の安否確認: 町内全民生委員訪問後、要援護者の状況把握及び緊急度の高い要援護者訪問 (地域包括支援センター保健師、社会福祉協議会保健師と連携)	
フェーズ1 (災害発生後72時間)	17日	1:40 6:30	電気× 水道× ガス× 町内医療× TMAT(徳洲会災害医療救援隊)来庁 診療開始 仮設診療所(24時間)の開設 鳥取県より4/19~支援に入るとの連絡あり (PHN2名、調整員1名)				
	18日	12:30	御船保健所より来庁 衛生物品、支援の需要についてニーズ聴取	町内医療機関 一部診療のみ再開 4/18 12:30 避難者の健康状態の把握と医療の確保について町内医療関係者会議 町内医師(3名)、歯科医師(2名) 薬剤師(2名)、看護師(4名)、TMAT看護師、町 4/18 14:30~ 避難所巡回訪問 ○避難者の健康状態の把握、医療の確保(町内医師、 歯科医師、看護師、薬剤師、TMAT看護師、町保健師) ①七滝、水越 ②三間伏、水源、上田代、屋敷、北田代公民館 ③高木小学校、サン団地	4/17~ ☆要支援者の把握と内服薬等の確認 ○避難所巡回診療(TMAT医師) 有症者の対応 ○避難所巡回訪問(TMAT、町) 避難者の健康状態の把握、内服薬等の確認 4/17、18 避難所巡回 避難所(7か所)の救護状況等の 状況把握 (滋賀県 日本赤十字社医療チーム)) 4/18~26 避難所巡回訪問(町+TMAT) ○避難者の健康状態の把握、医療の確保 ○衛生環境整備(生活空間の確保、トイレ前の避難者 等の感染リスクの低下対策などの環境調整)について 避難者居住スペース全面土足禁止へ	※透析中の避難者については各医療機関からのフォローが早期からされており、把握できない住民については町に問い合わせあり ガソリンスタンドが被災し、公用車の燃料切れのため、思うように訪問活動できず、避難所巡回時、緑の村にてストック分を分けてもらい可能な範囲 係長友人(県外)により、ガソリンの支援あり公用車に給油	
	19日		災害時保健師派遣チーム(鳥取県①)到着 保健医療チーム(TMAT)とのミーティング開始	孤立集落避難者の慢性疾患に対する薬の調整	ノロ感染症疑い発生 カルチャーセンター全館消毒 全避難所へ予防の啓発 4/19~4/26 夜間巡回(役場周辺4か所) 車中泊避難者巡回(TMAT) 4/19~6/28 福祉避難所(高齢者、障がい者)開設:観光交流 4/20~28 福祉避難所(母子)開設:子育てふれあい館		
フェーズ2 (4日から1.2週間)	20日		災害時保健師派遣チーム(鳥取県①)活動開始				
	22日 23日		4/22~ 公務救難機連絡会議(毎日開催) 出席 避難所に行けない要支援者訪問	○避難所避難中の体調変化で受診した要支援者の情報共有 診療の依頼、診療結果の情報提供 町内医師、診療終了後避難所巡回あり			
	24日	水道復旧60%		4/24~26 上益城医療コーディネーター会議(TMAT医師と町PHN参加) 妊婦、乳幼児(~年少児)のいる家庭の避難状況及び体調確認			
	26日		仮設診療所閉鎖				
	27日	0:00		4/27 町内医療機関と避難者支援について会議 ○TMAT活動終了後の対応について 避難所における体調不良者への対応、感染症集団発生防止対策、救護班の相談対応等についてTMATか			
	28日 29日 30日		国保連合会より 透析者、インスリン治療者、腎機能低下者、在宅療法実施者の名簿情報提供あり		カルチャーセンター居住スペース土足禁止へ(熊本赤十字病院感染症認定看護師)		
					4/23~ 被害の大きかった地区について自宅避難者の全戸訪問開始 (自宅でテントや車中における避難者、避難所に行けない) ガソリン給油		

炊き出しをする皆様へ

気温が高くなってきているので、食中毒予防のため、以下のことを必ず守ってください。

◆調理前

加熱していない食品は、出さないこと。

* 生野菜（きゅうり、トマト、レタスなど）、刺身、生肉、カットフルーツは出さないこと。

下痢、発熱、手指に傷のある方は調理、配膳を行わないこと。

* 調理、配膳の前に、下痢、発熱、手指に傷がないか健康チェックをすること。

◆調理中

調理の前には、よく手を洗うこと。

* もし、水が十分確保できない場合は、ウェットティッシュでよく拭いた後、アルコール消毒をすること。使い捨て手袋を着用すること。

調理中も、こまめに消毒すること。

* 調理台にアルコール消毒薬をおくこと。

材料は、クーラーボックス（保冷剤入り）に保管すること。

* クーラーボックスに入れられない場合は、直射日光の当たらないところに保管すること。

調理後、概ね2時間以内に食べることができるように配食すること。

* 早めに食べるように伝えること。

益城町保健福祉センター（096-234-6123）・御船保健所衛生環境課（096-282-0016）

炊き出しチェック表

炊き出しをする皆様は、調理開始前に避難所管理者へ必ず提出して下さい。

団体名	
責任者	
連絡先	
提供日時	平成 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
提供メニュー（※）	
調理・配膳従事者数	人

※提供するメニューは、全て記載すること。記載しないメニューは、提供できません。

調理配膳従事者の健康チェック

点検項目	点検結果
下痢、発熱の症状はありませんか	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 人）
手指に傷はありませんか	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 人）
指輪は外していますか	<input type="checkbox"/> 外している <input type="checkbox"/> 外していない（ 人）
衣服は清潔ですか	<input type="checkbox"/> 清潔 <input type="checkbox"/> 不清潔
爪は短く切っていますか	<input type="checkbox"/> 短い <input type="checkbox"/> 長い

※健康チェックで該当する方は、調理・配膳に従事できません。

（避難所管理者 記入欄）		避難所名【	
チェック表			
健康チェックで問題のある人はいますか	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる（→調理や配膳はできません）		
提供食品は、全て加熱調理品か	<input type="checkbox"/> 加熱調理品のみ <input type="checkbox"/> 加熱しない調理品あり（→提供できません）		
平成28年 月 日 記入者（			

益城町保健福祉センター（096-234-6123）・御船保健所衛生環境課（096-282-0016）